

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 6 年 8 月定例会)

1 開催日時 令和 6 年 8 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 59 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (11人) 欠席委員 (1人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(欠)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (16人)

浪江地区担当	畠山 行男	大堀地区担当	山田 勝広
浪江地区担当	佐川 洋一	大堀地区担当	半谷 祥一
浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	廣内 忍	津島地区担当	今野 勝彦
幾世橋地区担当	安部 正之	津島地区担当	三瓶 禎信
幾世橋地区担当	木幡 裕秋		
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	2 件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	2 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	1 件
議案第6号	現況確認証明申請に対し審議の件	1 件
議案第7号	浪江町農業委員の農地利用最適化推進委員の委嘱について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長

それでは、只今より 8 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 16
名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりました
とおり、2 番松田委員および 5 番中野委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権
移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

廣内推進委員

幾世橋地区担当の廣内と申します。
8 月 14 日譲渡人と譲受人の双方に電話で確認が取れました。
譲受人〇〇さんは、農業にチャレンジしたいと農地取得の申請をしたと
のことです。申請農地は、自己所有のマンションのすぐ東側にあり、管
理していく上にも便利な場所なので、野菜等の作物を会社の贈答品とし
て使用したり販売したりしていきたいということでした。
農機具などはリースを利用して、専業ではないのですが、週に 3、4 日は
畑作業をし、周りの農家に迷惑はかけず、農薬等の管理を守り耕作して
いきたいとのことでした。
譲渡人〇〇さんは、畑を耕作するつもりはなく、売買の話をいただいた
ときは、快く申出を受けましたと確認をしました。
以上、審議よろしくお願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

議案第 1 号 1 番は原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 1-1 ページ 2 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、藤田推進員より体調不良で欠席するとの連絡がありました。調査結果は事前に事務局へ伝達済みですので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 地元推進委員の説明を代読させていただきます。
譲渡人〇〇さんに 14 日以降も電話をしましたが連絡が取れませんでした。
譲受人〇〇さんには、14 日に電話で確認が取れました。〇〇さんは震災前立野地区に住んでおりましたが、現在は原町区に居住しているとのことでした。今回の申請は 3 年ほど前に〇〇さんの父親〇〇さんが、〇〇さんに売却の申出をしましたが、そのときには検討させてほしいとのこと、了解は得られませんでした。半年前に〇〇さんから了承の話があり、今回の申請に至ったということでした。〇〇さんは現在、立野地区で梨の栽培を行っており、2 年後には出荷できる状況にあるとのことでした。
今回の申請地は、現在、梨の事業拡大用地として、考えているとのことでした。なお、〇〇さんは梅の栽培も行っており、梅酒の委託による販売も計画として進めているとのことでした。積極的に農業に従事されている方であり、特に問題は無いと考えます。審議よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 1 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 2-1 ページ 1 番読み上げ)

・(追加・差し替え資料②)

解除条件付きの契約書の添付が漏れておりました。追加で配布いたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

廣内推進委員

幾世橋地区担当の廣内です。

8 月 19 日被設定人〇〇〇株式会社 事業企画部 花卉栽培の担当者〇〇さんと連絡が取れました。

〇〇〇さんは、すでに令和 2 年から花卉栽培をしている農地の北側を借りて、事業規模を拡大したいということでした。農機具の所有状況や、今までの経験などから、農地を効率的に利用できると認められます。

設定人〇〇さんとは、8 月 14 日に電話で連絡が取れ、今まで保全作業で草刈りはしていましたが、今後も作物を作る計画もないので、規模拡大のため貸してほしいと話があったので、快く了承したとの確認が取れました。

以上のことから何ら問題は無いと思いますので、審議よろしくお願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい、6 番。

小澤委員 被設定人が一般的な企業ということで、契約書を添付されていますが、今回新たに任命された委員の方はちょっとわかりにくいのかなと。その辺の説明をもう少し事務局の方からしていただければと思います。

事務局 今回の解除条件付きの契約書ということなのですが、今回借りる相手が法人ということで、農地所有適格法人以外の法人が農地を借りる場合は、平成 21 年の農地法改正以前は農地の権利取得が認められておりませんでした。改正によって農地を解除条件付きで借りる場合に限り、権利取得ができるようになりました。それで今回、提出資料として解除条件付きの賃貸契約書の提出を求めているものでございます。
よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。その他質疑ありますでしょうか。
はい、1 番委員。

鈴木委員 今の説明で解除条件って、何のための解除ですか。

事務局 契約書の中身なんです。その農地を借りた相手が適正に利用していなかった場合、それが解除の要件になるということを明記された契約書になります。農地法第 3 条です。

鈴木委員 わかりました。

議長 11 番。

武藤委員 11 番武藤です。
今この契約解除。これは何年の周期になりますか。例えば、農地パトロールやなんかの機会申請と現況が合致してないよということになれば、この 3 条の契約を解除に値すると受け取ってよろしいですか。

事務局 実際に耕作が適切に行われていない場合は、それが解除要件になるという契約内容ですので、何年ということは無く、実際にその耕作が行われていないという事実が分かった時点で、それがイコール解除要件になると認識しております。

武藤委員 私先の余分なことまで考えるのですが、この〇〇〇会社が、二段構えで

ソーラーに踏み切るのかなとちょっと年寄りの考えがあったもんですから。その辺も踏まえてもう一度、例えば転用許可を出すとなれば、その辺の農業委員会としての考えを問いただしたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

そうしますと、今の武藤委員のご質問に対しては、将来この契約にない部分で新たな契約が行なわれるという懸念があると。その懸念を払拭するための内容がここにあるかどうか。それとも農業委員会としての姿勢を、ということですか。

それでは、暫時休議いたします。

(事業内容について)

再開いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

先ほど質問ありました今後の転用の懸念に対してなんですが、今回3条申請ということで、農地を農地として使用するために借りるという申請でございます。

先ほど出ました、今後転用のお話になりますと、それはそれで転用の際にまた別な申請が必要となりますので、もし転用の申請が上がってきたときにまた皆さんでご審議いただくことになるかと思えます。よろしいでしょうか。

武藤委員

はい。

議長

はい。ありがとうございました。

その他質問ございませんでしょうか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 2-1 ページ 2 番読み上げ)
・(追加・差し替え資料②)
1 番と同じく、解除条件付きの契約書の添付が漏れておりました。追加で配布いたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

廣内推進委員 幾世橋地区担当の廣内です。
先ほどと同じ〇〇〇さんが被設定人ということで、すでにこの令和 2 年から花卉栽培をしていて、農地の北側の土地を借りて事業規模を拡大したいということでした。農機具の使用状況はこれまでの経験などから農地を効率的に利用することができると認められます。
それから、設定人〇〇さんの方は、8 月 14 日電話で確認が取れまして、今まで保全作業で草刈りはしてきましたが、今後も作物を作る計画もないので、事業規模拡大のために貸してほしいと話があったので快く了承したとの確認が取れました。以上です。よろしく審議をお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 2 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 2 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 3-1 ページ 1 番読み上げ)

・ 3-5 ページ差し替え（追加・差し替え資料③）

「7 その他参考となるべき事項」に、隣接する道路及び水路の除草等の維持管理について追記いただきました。

・ 3-54・55 ページ差し替え

100 メートル以内に存する農地所有者が抜けていたため、追加で聞き取りをしてもらいその結果を追記いただきました。

本件は、(株)〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備設置にかかる申請です。

申請地の位置について 3-8、3-9 ページをご覧ください。県道 34 号線から東へ 500m ほど入ったところにある農地です。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。

3-12 ページをご覧ください。第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

土地利用計画図は 3-11 ページをご覧ください。東側の細長い雑種地を併用地として、太陽光パネル 100 枚の設置と周辺をフェンスで囲う計画となっております。

一般基準の資力については、通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、提出された書類上は、排水や日照等、周辺への影響は特段問題ないと考えられます。

当委員会で提出を求めている書類については、3-53 ページが確約書、本日差し替えでお配りしております【追加・差し替え資料②】の 3-54 ページが調整状況報告書となっております。

説明は以上です。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員

荻野地区担当の吉田です。

譲受人〇〇〇さんとは、8 月 16 日に電話で確認が取れました。太陽光発電に適した土地を広範囲で、いろいろな方法で探していたところ、〇〇さんの方から連絡があり、申請地を調査したところ適しているということで申請に至りました。転用後の雑草対策は〇〇〇の方で除草を実施す

ることです。

譲渡人〇〇さんとは、8月14日に電話で確認が取れました。〇〇さんは入院中なので、娘さんと話をしました。

〇〇さんは以前より農地をどうにかしたいと思っていたところ、〇〇〇さんの方から太陽光発電の話を聞き、申請地が太陽光発電に良いということを知り決めたとのことでした。室原に家もなく、自分自身では管理ができない。後継者もない。今お世話をしている娘さんも地元に住んでいない。母〇〇さんからも頼まれているので、今回の申請の件はよろしく願いますとのことでした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 5番中野です。
16日午前ですね。事務局の3名と、3番委員、私、それから委員長、そして6番委員ということで現地調査しております。
当該用地は、西日しか当たらない畑。発電率で言ったら50%程度でしょう。というような回答でした。
西側が排水路です。ここは立野水路維持管理組合の水も使う地域ですよ。調整状況報告書には組合の調整状況がついておりません。ただやはり野立てだからいいのかなということではないと思いますけど。他の書類はそろっておりますけども、一番大切な排水という部分でちょっと必要性が足りなかったんじゃないかなというふうに思います。以上です。

議長 追加で事務局から説明を求めます。

事務局 事務局です。
現地の方で、中野委員の方から〇〇〇さんの方にお話をされているということで、そのときに私は直接聞き取りをしていなかったんですけども、後日提出をするという話であれば、事務局の方に書類は、今のところ届いていないという状況でございました。以上です。

議長 ありがとうございます。
3-53 ページにあるようなこの確約書の文面の中ではひょっとしては足りないというご意見ということですのでよろしいでしょうか。
3-53 の確約書、(3) 周辺農地や農業用施設の機能保全等のため、雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止に努めます。だけに留ま

っていて、水路までの記載がなかったということによろしいでしょうか。

武藤委員 54、55 ページで調整状況報告書の中にやはりそういう組合との確約というか、羅列されるべきでしょう。

議長 5 番委員から意見ございました、3-54 調整状況報告書等で意見に上がったものについての記載が漏れているということで。今回その追加を求めるかどうか、また今後新たに求めるかどうか。齟齬があった場合、適正に齟齬がないように補正をしていただくか。今回はこれで通すか。それとも、新たに書面をもらうか。

これについて考えたいと思いますが、暫時休議いたします。

（現地調査での指摘への対応、管理組織の明示及び確認について）
再開いたします。

只今 5 番委員からありました質疑についてですが、この調整状況報告書で関係管理団体が一部抜けていた件について、ガイドラインの通り管理者に問い合わせをしてもらうことを確認しながらやっていく。そのために復興組合は一覧があるが、再開している水利組合については一覧を準備し、漏れないように確認したい。理由をもってこの件を継続審議するかどうか。

今回は書類の補正をすることによって審議を通していくか。それについて意見を求めたいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

はい、8 番委員。

加藤委員 基本的には、この部分は水利管理組合の意見についての答えが出ていないことへのご指摘なんで、やっぱりそれはきちっと業者さんに言って尚且つこちらの言っていることも理解していただいた上で関係を作っていただいて通すというのが一番いいのかなというふうに思いますので、これを継続というのか、追加文書で出してもらって付帯事項として出してもらうのか。

その辺ははっきりさせていただいた方がいいと思います。

議長 はい。その他ご意見ございますでしょうか。

本件について、ご意見たくさん出ましたので、これを持ちまして採決に入りたいと思います。

はい、小澤委員。

小澤委員 採決に入る前に一点。今の請戸川の絡みで、関係者として5番委員が絡んでいる案件ですね。そういった意味で書類的にはそうなんですが、意見として聞くというのはどうでしょう。それでも立場は違うんですが、OKだよと言うのであれば引き続き進めると。ダメなんであれば、次回で。

鈴木委員 1番委員鈴木です。
結局ガイドライン自体が必ずこの賛成しないとこの書類自体が提出しないと通らないわけではないガイドラインなんです。そもそもね。
ただ、水利組合として中野委員に判断をこうのは厳しいと思うけど、ここで判断いただいて、私は賛成しますよと、反対しますよと、どちらでもいいんですけども。どっちだとしても意見が書いてあればガイドラインとしてはOKなんでここはそういったやり方を取らない方がというふうには思いましたんで。だから、先ほど8番委員が仰ったように、いわゆる付帯決議の中で継続にしない案件にするのか、単なる不足はしたんだけど承認するのか。その2択でいったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。
ただ、付帯決議のある承認というのは私聞いたことないんでそこはどうかというのがまず最初にお聞きしたかった。後日提出で今回承認しますという、そういった農業委員会というのはあっていいんですかね。

議長 3-5 ページご覧になっていただいて。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置というところで、雨水は敷地内浸透で対応するんだと書いてあるというところも踏まえながらご審議をいただくと。これ自体の回答がちょっと判断が足りなかったというご指摘ですよね。
はい、10番委員。

柴野委員 この〇〇〇さんにもしっかり把握してもらわないと、〇〇〇さんとよく出てくるから、我々現地確認してね。だからある程度、私自身は継続審議で行きたいと思います。

議長 はい。その他質疑ございませんでしょうか。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

それでは、この件は継続案件といたします。これにつきましては事務局とよく相談しまして、慎重に参りたいと思います。
よろしくお願いいたします。

つづきまして、
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転 2 番および
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番について、関連しておりますので一括審議としてよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
それでは一括審議といたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転 2 番 および
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 5-1 ページ 1 番、議案書 3-1 ページ 2 番読み上げ)
議案第 5 号 1 番から読み上げます。順序が乱れますが、時系列で議案を読み上げますことご容赦ください。

議案第 5 号 1 番にありますとおり、平成 4 年に農地転用の許可がされておりましたが、事業遂行までには至らず、今回事業計画の変更申請をするものです。また、新たな譲受人で申請がなされました。それが議案第 3 号 2 番となります。

申請地の位置について、3-62 ページ、3-63 ページをご覧ください。旧浪江中学校、今は浪江防災コミュニティセンターがある西側に位置します。都市計画用途区域内の農地で第 3 種農地のため原則転用許可となり、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、融資証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

土地利用計画図について、3-65 ページをご覧ください。貸住宅 16 戸と駐車場、物置の設置という計画となっております。

公共下水道への接続を行うため汚水の問題はありません。また、排水、日照についても周辺の農地への影響は特段ないと考えられます。

議案第3号2番は、3,000㎡以下の非線引き用途区域内農地の事案ですので、当委員会が許可権者となります。また、議案第5号1番についても、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

緒形推進委員 浪江地区担当の緒形です。

まず譲渡人〇〇様には8月17日電話で確認いたしました。事務局からも説明があった通り、当初賃貸の住宅を作る予定でしたが、病気になってしまい治療に専念したかったというのと、再発の恐れがあるため、なかなか事業に着手できずにいたということです。

譲受人〇〇様にも8月17日電話で確認いたしました。目的としてはFREY等の不動産投資の話がありまして、こちらの土地で賃貸住宅の経営を行っていきたいとのことでした。

以上聞き取り確認になります。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 5番中野です。

8月16日会長はじめ、事務局と岡委員、私、6番委員ということで現地調査しております。

地元の緒形推進委員から説明あった通りでございまして、何ら支障ございません。

ただちょっと気になったのが、道路から入る場合の道路法24条ですね。その関係がどうなんだということが小澤委員から質問があると、当然グレーディングがあちこちに入んなくちゃなんない状況が出てくるんじゃないかということで、それを確認してもらって、問題ないという代理人の説明でした。ご審議をお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 3 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 3 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 4-1 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置について、4-10 ページ、4-11 ページをご覧ください。県道 34 号線から 500m ほど西へ入った、春卯野ため池の南西にある農地です。春卯野ため池の環境保全整備工事のため、令和 7 年 3 月まで工事のためのプラント、資材置場として農地を一時的に借りたいという申請です。土地利用計画図については、4-14 ページをご覧ください。

農地の種類は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 3 月までの 7 か月間であり、3 年以内の一時転用となりますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、周辺の農地の影響については、特段問題ないと考えられます。

本件は、3,000 m²以下の一時転用事業ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高野推進委員

荻野地区担当の高野です。

設定人と被設定人双方と確認が取れましたので、ご報告いたします。

被設定人〇〇〇株式会社さんは、今回町発注の春卯野地区のため池環境保全工事にあたり、プラント、資材等の置場として、工事現場、ため池に隣接し、搬入時近隣への影響が少ない申請地を一時転用したいということでございます。

工事期間は先ほどあったように許可日から7か月。2025年の3月21日となっております。工事に当たりましては、農地の保全をするために鉄板のシートを引いて養生する。

また、土砂の流出崩壊の恐れのある個所については土のう袋を積むなどの防止策をとる。

排水に関しましては自然浸透及び水路への排水を予定しているということです。周辺の農地への影響もないと考えております。

尚、工事終了後の復元方法につきましては、重機の使用により整地を行い現状を回復したのち返却予定となっております。

設定人の聞き取り調査ですが、〇〇さんの方には何回か連絡しましたが繋がらず、聞き取りができておりません。

〇〇さんとの聞き取り調査では、町、〇〇〇さんと協議を行い、おおむね了解しているということです。

また、工事開始前と終了後の立会を実施した上で返却してもらうことになっているということであります。

以上特に問題ないかと思われませんが、皆様ご審議よろしくをお願いします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員

5番中野です。

8月16日委員長はじめ、事務局3名、私、岡委員、小澤委員ということで現地調査しております。

春卯野ため池の西側、要するにため池の上を仮置きということで申請出ております。高野推進委員さんの説明通りで、何らありませんけども。役場のほうに要望として、堤体の雑木等を切り取ってほしいよという旨、現地の水路委員として申しておりました。ただ、高野委員が言ったように地主〇〇さんと連絡が取れなかったと。具合が悪くて、連絡が取れないのはやむを得ないなど。

ただ現地で〇〇〇さんとの打ち合わせの時は来て、話したということは聞いておりますので、何ら問題は無いと思います。よろしく願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
賃借権設定2番 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書4-1 ページ2番読み上げ)

申請地の位置について、4-26 ページ、4-27 ページをご覧ください。山麓線から500mほど西へ入った、沢目ため池の北側にある農地です。

沢目ため池の環境保全整備工事のため、令和7年12月まで工事のための機材設置ヤード、土砂の仮置場として農地を一時的に借りたいという申請です。

土地利用計画図については、4-29 ページをご覧ください。

農地の種類は、農用地域内農地ですが、令和7年12月までの15か月間であり、3年以内の一時転用となりますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、周辺の農地の影響については、特段問題ないと考えられます。

本件は、3,000 m²以下の一時転用事業ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

半谷推進委員

大堀地区担当の半谷です。

8月12日双方と電話が繋がり、確認が取れました。

被設定人〇〇〇の担当〇〇さんと連絡を取り、説明があった通り沢目の環境整備工事において、近くの〇〇さんに土地を借りたいということでした。

設定人〇〇さんは、沢目ため池行くのには一本道しかなく、ため池の周辺はほとんどが〇〇さんの土地ということで、貸してくださいと言ったそうです。

あとは大抵ほとんどが事務局のほうから説明あったので、私は以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員 8月16日、先ほどのメンバーで現地調査行ってまいりました。

先ほど説明があったように、ため池の環境保全整備工事を進めていくということで、排水関係に関しては、土嚢を設置して水が流入しないようにするというのと、土木シートを敷いて、また、鉄板を敷いて土砂流出がないようにするというところでフレコンバックに詰めたものは後で環境省のほうで回収するという事なので、特に問題は無いのかと思います。以上を報告します。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第4号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第6号 現況証明申請に対し審議の件 1番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第18条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。

暫時休議します。

(〇〇委員退席)

再開します。

議案第 6 号 現況証明申請に対し審議の件 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 6-1 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置は、6-4 ページをご覧ください。藤橋産業団地入口より 300 m ほど西へ入った常磐線沿いにある農地です。

6-3 ページの顛末書をご覧ください。養蚕業のため桑畑として使用していたところ、養蚕業の衰退から平成元年頃に撤退を余儀なくされ、桑の木を撤去しヒノキを植栽してしまったとのこと。現在では、農地に復元することは難しく現況が山林化していることから今回の申請をしたとのこと。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、松本推進委員より欠席の連絡がありました。調査結果は事前に事務局に伝達済みですので、事務局より報告をお願いします。

事務局 (代読)
3 筆の畑を山林への地目変更依頼をしたい。以前は、養蚕業が盛んなときには、畑として桑を栽培していましたが、衰退した際には、桑を撤去して、30 年前転用許可なくヒノキを植栽しました。申請地への進入道はなく、線路をまたいで危険な行き来をしていました。現在ヒノキが生い茂り、農地への復元が難しいと思います。よって山林への地目変更依頼について検討よろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員 3 番岡です。
地目変更ということで、地図にあるんですけど、まさしく森林であって、ふくしま森林再生事業により間伐等の森林整備の対象計画地になったということで、これからこの事業で整備されていくのだと思います。
地目変更に意義はありません。以上です。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 6 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 6 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして、

議案第 7 号 浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 7-1 ページ読み上げ)

刈野地区で欠員が生じた農地利用最適化推進委員について、令和 6 年 6 月 17 日から同年 7 月 16 日までの 1 か月間、再募集を行いました。1 名の募集に対し 1 名の応募がありました。

7 月 22 日の農地利用最適化推進委員選考委員会において、笠井宏光さんが候補者に決定しましたので、今回議案を上程いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 7 号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 7 号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 6 年 8 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 59 分

議 長

議事録署名人 (2 番)

議事録署名人 (5 番)